

社会福祉法人六郷仙南福祉会

介護職員初任者研修事業（通学過程）実施要綱（学則）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、「秋田県介護職員初任者研修事業者指定及び事業実施に関する要綱」により介護職員初任者研修事業者の指定を受け、介護職員初任者研修事業を行うことについて必要事項を定める。

（研修実施主体）

第2条 本研修は、次の事業者（以下、「当法人」という）が実施する。

名 称	社会福祉法人六郷仙南福祉会
代 表 者	理事長 照井富士男
所 在 地	秋田県仙北郡美郷町六郷字作山187
研修責任者	法人事務局長 佐藤義勝
連 絡 先	0187-84-3636
ホームページ	http://www.rotopia.or.jp/

（研修事業の目的）

第3条 介護人材の育成を促進することにより、地域での介護を必要とする方々の自立を助け、安心した生活が送れるよう支援するとともに、地域社会における多様な人材の創出と福祉発展に寄与することを目的とする。

（実施場所）

第4条 研修事業の実施場所は、次のとおりとする。

施 設 名	特別養護老人ホームロトピア仙南
所 在 地	〒019-1235 秋田県仙北郡美郷町金沢西根字上糠沢3-2

（研修期間）

第5条 研修の修業期間は、平成29年7月1日から平成29年11月30日までとする。

(定員)

第6条 研修受講者の定員は15名とする。

(受講対象者)

第7条 受講対象者は、美郷町およびその近郊に在住し、通学し全過程の受講が可能であり、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1)介護関係従事者として勤務する予定や希望がある者。
- (2)ボランティアとして介護活動を希望する者。
- (3)自宅で介護をし、知識や技術を必要としている者。
- (4)介護関係従事者として既に勤務しており、更なる知識・技術の向上を図りたい者。
- (5)その他、当法人が資格の取得を必要と判断した場合。

(受講料およびテキスト代)

第8条 受講料は税込30,000円(内訳:受講料23,520円、テキスト代6,480円)とする。

(受講に要する費用免除)

第9条 社会福祉法人の地域貢献活動の一環として、美郷町在住で生活保護または児童扶養手当を受給している家庭の受講者については、受講料ならびにテキスト代の半額を免除する。

(使用テキスト)

第10条 使用テキストは次のとおりとする。
介護職員初任者研修課程テキスト1～3(日本医療企画)

(補講の取扱い)

第11条 やむを得ない事情(本人の病気、親族の冠婚葬祭、天災による公共交通機関等の遅延など)により、講義の一部を欠席した者については、研修期間内に補講を受けることで修了したものとする。補講の受講料は1時間あたり税込3,000円とし、全額自己負担とする。

(施設実習について)

第12条 施設実習は受講修了後、次の施設において希望者に対してのみ行う。なお、実習費用は無料とするが、実習前に必ず胸部レントゲン検査を実施し報告すること。

実習施設名	所在地ならびに連絡先
特別養護老人ホームロートピア緑泉	〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字作山 187 ☎ 0187-84-3636 FAX 0187-84-3646
特別養護老人ホームロートピア仙南	〒019-1235 秋田県仙北郡美郷町金沢西根字上糠淵 3-2 ☎ 0187-87-8010 FAX 0187-87-8013
地域生活センター	〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字本道町 57-6 ☎ 0187-84-2223 FAX 0187-84-2224

(募集方法および受講手続き)

第13条 研修受講者の募集は、当法人ホームページもしくは新聞広告等を使用して行うこととし、研修事業の受講希望者は、次の各号に従い受講手続きを行うものとする。

- (1) 受講希望者は、募集期間内にロートピア緑泉又はロートピア仙南から「入校申込書」を取得し、必要事項を記入の上、ロートピア緑泉又はロートピア仙南に郵送または直接持参して申し込みをする。
- (2) 当法人において書類審査の上、受講者を決定し、受講者には「受講決定通知書」を送付する。なお、受講できない場合にはその理由を示し、その旨を通知する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、受講料およびテキスト代を受講日初日の受付時に現金にて一括して支払うものとする。
- (4) 受講料の納付を確認後、開校案内を受講者あてに送付する。

申込・問合せ先施設名	所在地ならびに連絡先
特別養護老人ホームロートピア緑泉	〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字作山 187 ☎ 0187-84-3636 FAX 0187-84-3646
特別養護老人ホームロートピア仙南	〒019-1235 秋田県仙北郡美郷町金沢西根字上糠淵 3-2 ☎ 0187-87-8010 FAX 0187-87-8013

(研修修了の認定)

第 14 条 修了評価は筆記試験にて行い、7割以上の正解にて合格とし、研修の修了を認定する。なお、合格しなかった場合は合格に至るまで再評価（筆記試験）を実施する。

(関係帳簿の保存)

第 15 条 研修の実施に係る関係書類は研修の終了後5年以上保存するものとする。但し、受講修了者に係る名簿については、滅失又は毀損することなく長期にわたり保存するための措置を講じなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか研修事業の取扱いに必要なことは、当法人が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。